

半田市下水道条例の一部改正について

半田市の下水道使用料について、使用料収益による下水道（污水）事業の自立経営を早期に達成するため、令和 3 年 2 月に半田市下水道使用料審議会からの答申を受け、下記のとおり下水道使用料を改定します。

また、住民への周知を目的に令和 4 年 7 月～8 月に市内 6 会場にて住民説明会を開催しました。

記

1. 改正内容

令和 5 年 4 月 1 日から下水道使用料の基本使用料及び従量使用料を引き上げます。

(1) 基本使用料（1 使用月あたり、税別）

	現行	改定後	増加額
基本使用料（円/月）	450 円	600 円	150 円

(2) 従量使用料（1 使用月あたり、税別）

		現行	改定後	増加額
従量使用料 （円/㎥）	～10 ㎥	50 円	60 円	10 円
	～20 ㎥	90 円	105 円	15 円
	～30 ㎥	115 円	130 円	15 円
	～50 ㎥	130 円	145 円	15 円
	～100 ㎥	165 円	180 円	15 円
	101 ㎥～	230 円	250 円	20 円

2. 新使用料への移行イメージ

施行日前から継続して下水道を使用している場合、令和 5 年 6 月 1 日以後に支払いを受ける権利が確定する（検針）ものから、引き上げ後の使用料を適用します。

